

葛飾区 公用車の一括リース

令和5年8月22日「庁用車EV化及び充電設備の整備に係る方針」を定め、全庁に共有した。

各課が所有する庁用車で、軽貨物・軽乗用のEV化を優先的に取り組むとしている。

1 公用車の現状（R8.3.31）

（1）保有台数 219台

（2）令和7年度の総走行距離 915,618km

（3）燃料別台数

ガソリン	155
軽油	21
ハイブリッド・ガソリン	5
ハイブリッド・軽油	7
電気・燃料電池	31

（4）所属別台数

総務課（貸出用）	18（うち電気等 14）
清掃事務所	33（うち電気等 3）
道路・公園管理所	36（うち電気等 0）
各課	132（うち電気等 14）

2 管理・運用方法

公用車の貸出は総務課で一括管理している。

（1）利用者の流れ

- ①パソコンにて各公用車の空き状況チェック、そのまま電子で予約入力を行う。
- ②使用当日、総務課に行き、車の鍵とファイルを借りて使用。（その場でアルコールチェックと免許証の提示）
- ③使用后、車の燃料チェック及び走行距離等をファイルに記載、充電を行う。
- ④総務課に鍵とファイルを返却。

(2) 充電方法

- ①充電設備が車両2台につき1つのため、全14台を2分割し、月・水曜日に7台、火・木曜日に7台と定め、使用後に充電ケーブルをさす。
金曜日は充電量が3/4を下回った車両のみ充電を行う。
- ②夜間にイタズラをされる懸念があるため、充電ケーブルを抜く作業は、シルバー人材センターと委託契約を結び、平日は毎日20時頃に抜いてもらっている。
- ③充電設備についての故障は今のところないが、「かけつけサービス」を年間で契約している。

3 EV化にあたり庁内で検討・調整した事項

(1) 購入かリースか

令和3年度に庁用車のEV転換の方向性を打ち出したが、進んでおらず、このまま各課任せだとEV化は進まないとの庁内から意見があがった。

リース（メンテナンス付き）の方が、車両の修理・車検の手配や補助金申請等の業務量を軽減することができるため、各課に導入を促す際、円滑に行うことができる、と判断し、リースにすることになった。

(2) 給電方法

令和6年度に貸出用の庁用車を一括リースする際、普通充電設備も整備した。

(3) EVとガソリン車等の比較

①コスト

ガソリン車やプラグインハイブリッド等の車両との比較を実施。補助金を含めると大幅な差はないという結果となった。

②CO2排出量

ガソリン車との比較検討を行い、電気自動車は二酸化炭素排出量は半分以下になると算出。

③対象とする車種

軽乗用車・軽貨物車（軽バン）とした。

ア 軽貨物車（軽トラック） 導入可能な車がないため、業務に最適な車両を選定する。

イ その他の車 特定低公害・低燃費車一覧表の中から車種を選定する。

ウ 災害対応で優先活用される車両はガソリン車の併用を含めて検討する。